

第二十二回国会 内閣委員会 議録 第二十七号

昭和三十年六月二十五日(土曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 宮澤 胤勇君

理事高橋 禎一君 理事辻 政信君

理事末次 徳二君 理事江崎 真澄君

理事高橋 等君 理事森 三樹二君

理事田原 春次君

長井 源君 保科善四郎君

眞崎 勝次君 栗山 博君

山本 正一君 大坪 保雄君

小金 義照君 田中 正巳君

田村 元君 西ヶ久保重光君

飛鳥田一雄君 鈴木 義男君

中村 高一君

出席國務大臣

郵政大臣 松田竹千代君

建設大臣 竹山祐太郎君

出席政府委員

経済審議政務次官 田中 龍夫君

(総理事務官)

(経済審議政務次官)

(管財局長)

建設政務次官 今井 耕君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

六月二十四日

恩給法の一部を改正する法律の一部

改正に関する請願(山下春江君紹介)

(第二五三三三号)

養護教諭の恩給不合理是正に関する

請願(岡本隆一君紹介)(第二五二四

号)

旧海仁会並びに海友社の施設及び附

属物の転換処理に関する請願(山本

正一君紹介)(第二五三三三号)

愛知県岡崎市合併地区の地域給指定

に関する請願(小林錦君紹介)(第二

五五八号)

愛知県津島市の地域給引上げの請願

(小林錦君紹介)(第二五五九号)

小牧飛行場基地周辺に駐留軍専用モ

デル施設建設に関する請願(早稻田

柳石三門君紹介)(第二五六〇号)

静岡県沼津市の地域給引上げの請願

(勝岡田清二君紹介)(第二五八四号)

石川県珠洲市飯田地区の地域給指定

に関する請願(南好雄君紹介)(第二

五八五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会における参考人招致に関す

る件

妙義山の旧演習地充拓問題等に関す

る件

経済審議庁設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第二九号)

建設省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

郵政省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一三三三三号)

○宮澤委員長 これより会議を開き

ます。

経済審議庁設置法の一部を改正する

法律案を議題とし、これより討論に入

ります。通告があります。田原春次

君。

○田原委員 私は西派社会党を代表し

たしまして、今回の修正案につきまし

ては二、三の希望を述べて賛成をした

と思ひます。

その第一は、今回審議庁を経済企画

庁とするということでありませう。これ

は従来さういふ部門がなかつたのであ

りますから、さういふように名を改め

て、名に従つてまた内容を変えていく

という事は、確かに一つの進歩であ

ると思ひます。特に長期経済計画の推

進等について策定機関を設けたことは

いいと思ひますが、しかしなが

ら、それならば単に長期経済計画の

みに限定することなく、文教政策ある

いは外交あるいは法務その他い

ゆる経済官庁以外の行政官庁に対する総合

長期計画等もなくてはならぬわけであ

ります。従つてわれわれの希望するこ

ころは、経済企画庁にとどまることな

く、経済の二字を総合と變えて、総合

企画庁にすべきものであると思ひます

が、まあこの内閣の今日やり得ること

はこの程度じゃないかと思ひるのであり

まして、この案も現在の経済審議庁に

比べれば幾らかの進歩でありますか

ら、まず將來さらになれわれの希望す

る総合企画庁にする一歩前進と見まし

て、これは承認していいと思ひるのであ

ります。

第二点は、新たに経済企画庁となつ

てから後の内容、部局の整備の問題が

ここに提案されておるのであります

が、これも第一点に申し上げたように、

総合企画庁としました場合は、当然國

の各省の予算編成権をどこに置くかが

問題になると思ひますが、現在は

は大蔵省主計局にありますが、これは

は、内閣に移して、内閣総理大臣の直

轄のもとに、各省の予算並びに全体の

予算の策定をすべきものであると考

ておるのであります。今回の経済企

画庁にそれを与えるかどうかは、それ

はまた問題で、新たに予算庁のごとき

のものを内閣に設けることも一つの考

えであらうと考へておる。ということは、

従来の大蔵省主計局が、各省の予算の

編成となりませうと、各省との間に事務

折衝を行われるのをしばしば新聞等で

見ております。責任の地位になき主

計官が他の一省全体の予算を審議して

おる。さうしてこれは多いとか少い

とかいふことを盛んに言ひまして、各省

の予算立案当局と大蔵省主計局との間

に長い交渉があることは常にわれわれ

の知つておるところであります。それ

は少しも国策全体の問題であるとかい

ふことでもなく、あたかも自分の持つて

いる金を分けてやるような気持ちでやつ

ておるところに不満があり、行き過ぎ

があり、また間違いが起つてくる。話

の上手な交渉をすればではもう一億出

してやろうというふうなことがしばしば

起つておる。この主計局は、大蔵省で

は大蔵省に置かねばならぬと考へてお

るようであるけれども、ほかの省から

見ますと、必ずしもそう考へない。特

にまた内部の今までのいきさつを見ま

すと、たとえば学閥的なつながりを、

主計局と他省との間に持つてやる。あ

るいは昔で言う一高、東大を出た者で

なければ、主計局に入つて実力をふる

えない。さうすると一高、東大の同窓

生というので、他省の会計係官がよし

みを持つて、もうちよつとふやして

れというふうな話があつて、とかく大

きな國の予算を編成する上におきまし

て、個人的な学閥関係を含まれると

いうことを、國民は苦々しく思つてい

る。さういふ態度を改めなければなら

ぬのに、さういふ事務折衝では小さな

取引をやつて得意になつております

が、さて今度の予算で御承知のよう

に、民主党と自由党で二百十五億出す

といふことになりましたと、また一、二

もなく追隨してぐうの音も出ない。こ

ういふように弱い方面には強く、強い

方面には弱いといふ、まことに今の大

蔵省の主計局のやり方については、満

足することがない。でありますから總

合企画庁のごときものになり、もしく

は内閣に予算庁を作る時代が来ますな

らば、当然今までのような各省の予算

の策定時に対する大蔵省の無責任な介

入は許さるべきものでないと思ひてお

る。ただし現在の今度かえまです経済審

議庁を経済企画庁とする、それに予算

の全部を審議させるかどうかはこれは

問題であります。その点はわれわれと

いたしましてもう少し研究し、総合

的な行政機構改革の案をまつて、いろ

いろやりたいと思つておりますが、今

回のところはしばらく政府の運用の面を見るという意味におきまして、必ずしも満足はいたしませんけれども、この経済審議庁を経済企画庁にするという修正案については、一応賛成をしておきたいと思つておきます。

○宮澤委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○宮澤委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○宮澤委員長 次に建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。田原春次君。

○田原委員 建設省の一部を改正する法案を審議するに際しまして、建設大臣にお尋ねしたいと思つて、最近議員の間で各党間に研究されつつあります、正確の名前はつきりここに記憶いたしません、国土縦貫道路のごとき案があるのは御承知のことと思つて、この必要性につきましては、各党ともそれぞれ政策審議会等で研究しておる。これを実現する上においては、予算その他の面もあることである。また国会でこれを審議するためには、現存する各省別の委員会か、あるいは新たに特別委員会を作るかという点については、実は国会内で研究しておると思つておりますが、建設大臣はこの種の縦貫道路に対するわれわれの考えをどういふふうにお取りになるか。また賛成とか反対とか、そういうものをひつくるめてこの

際明らかにしていただきたいと思つておりました。いづゆる広い視野に立つての新しい道路網の計画を立てるといふ御趣旨の法案のお話し合いにつきましては、われわれも承知をいたしておりまして、われわれはこの趣旨に對しては、全面的に賛意を表し、またわれわれの立場において努力をいたしたいと考えております。前国会かにもしよばしこの問題が取り上げられたことは御承知の通りでありまして、従来前内閣においても今回より大規模なものではなかつたのでありますが、この問題についての御提案に對しては、この問題に力いたしまして、いろいろ調査を進めてきたことは御承知のことと存じます。私かわりましてからも、計画全体の問題は別問題といたしまして、すでに論議の対象になっておりますところの東海道の新しい道路の計画に對しては、私は実はできることからまず実現をさせるということが大事だと考えて、全体の計画ももちろん検討をいたさなければなりませんけれども、まず手をつけなければならぬ。それは御承知の通り、ガソリン税を財源とするところの道路五カ年計画というものがすでに前内閣以来確定をいたしておりまして、これはこの財源をもつて非常に遅れております。国内の道路の整備をいたさなければなりませんから、この財源等を当てにするわけにいかない。この大構想の道路に對しては別途の財源を考へる必要があると考えて、まず第一にはやはり金利の安い外資を入れるということが一つの問題と心得まして、間接的ではあり

ますけれども、今ニューヨークに連絡の人も頼んで民間の外資の入るようにも、また先般も世界銀行のドル氏とも、高崎、石橋両大臣とともに懇談をいたす等、あらゆる面から資金工作に努力をいたす一方、今佐久間ダムに来ておりますアメリカの技術者三人を頼みまして、建設省の技術者と共同の現地踏査を先般来頼んでおります。この資金の裏打ちとして、われわれの計画だけでは理解をいたさせることに十分ではないと考えておりますので、これも一つの手段としてやつていようなわけです。

なおわれわれの希望をもつてするならば、来年度以降におきまして、もし許されるならば余剰農産物の資金等もこの方面に一部はさいてもらいたいといふことも、実は私としては考えているようなわけでありまして、これは將來の問題でありますから何とも申し上げられませんが、さういふ見地から資金的の処置を政府としては最善の努力をいたして、今回の強い国会の御要望のような計画の実現を一日も早く手をつけたらという熱意をもつて努力をいたしておりますので、いづれにおきまらば、御承知の通り、国会の今日の最も善い努力をいたしてその御期待に沿いたい、かように考えている次第であります。

○田原委員 第二点は住宅政策であります。これは確かに竹山さんが大臣になられてからの計画は、かなり国民の期待している点に沿うかのごとき印象を受けていることは、いいことでありますけれども、何といたしまして住宅は絶対的に足らない今日におきま

して、限られた予算で一々国会の承認を得てやるということにも困難の点がある、にもかかわらず住宅は必要であります。先ほどの道路の問題について、外資の導入というお話もあるようでありまして、相当大規模のブロック建築なり、アパートなり、あるいは個人の住宅なりに對して、もし外資を入れるものならば入れたらどうかという空気がやはりあるわけである。そういうお考えがあるかどうかこの点もお伺いしてみたい。

○竹山國務大臣 その点は私は率直に申せば、日本の住宅を建てる資金、資材等につきましては日本の国内の力で十分だと実は考えております。私今日積極的に日本の住宅建設に外資を入れたいという努力をするだけの私はまだ考えには至っておりません。しかし実は先方からグレゴリー住宅会社というイギリスの住宅会社が、日本の住宅建設をやりたいという間接的な申し入れがありまして、これは事実であります。これにつきましては、為替の関係もありませんから大蔵省、それから外国の会社のことから申しますと、外務省を通じて正しくその実態、今後の関係等を調査願いましたところ、その会社は堅実であつて、別に差しかえなからうということでありまして、向うの申し入れは、相当長期の資金をもつて建てますが、その入った人に外国の保険会社に加入してもらつて、その保険金を目当てといひますか、引き当てるという建前をとつておられます。私はこれは日本の保険会社が優先すべきものであつて、外国の保険会社を優先するということではお引き受けできない、また為替の関係からいた

しまして、優先的にドルを住宅のために入れてくれることはいいけれども、あとの償還をどうも持たせていかれるという点で、二、三われわれの立場を明確にいたしまして、將來協力を願うことについては何ら偏見を持つつもりはありませんけれども、さういふ立場でおるようなわけでは、これは御承知のようにフランス、イタリア等に住宅建設をいたしておりますので、日本もさういふ国際的な注目を浴びたいといふことはわれわれとしても関心を持つておりますけれども、今のところ道路のようには、政府がみずから進んで外資をそのために導き入れようといふところまでは率直に申してまだ考えておりません。国内の建設力及び資材で日本の住宅は十分建ち得るものだからいふふうには、実は考えておりますので、率直に申し上げます。

○田原委員 最後にもう一つお尋ねしたいのは、建設青年隊の現状並びに將來についてであります。これは着想はなかなかいいことであるし、これに對しまして一部では非常に期待をかけておる。私は海外進出という面から考えて、道路建設、ダムあるいはその他の建設技術を習得しました場合、中南米であるとか東南アジアであるとかに期間を限り、目的を定めて進出するような機会を与えてやることによつて、これらの国のおくれた経済開発に日本人のからだ知識を協力するならば、進んで將來海外移住の相手方に対

する理解を早めることになるかと思ひ、一例をあげますと、アラスカでアラスカ・パルプというの仕事をしておりまして、非常に多くの一人一人の労働者を必要とする。ところが労働組合の關係であるとか移民の關係とかで阻まれておりますけれども、これは移民として入国するのではなく、一種のシーゾナル・ワーカーということで行くのだったら、交渉いかんによつては見込みがあるのじゃないか。せつから日本で日米合弁の会社もできておりますから、これらに對しましては進んで青年隊の進出をもつと積極的にやつてもらいたい。それからブラジルにおきましても労働力が不足であるし、最近トヨタ、東洋紡績等の工場プラントも進出するということになっております。あるいは造船プラントもできております。それらに付随して、日本から多数の優秀なる青年の技術訓練を受けた者が行つて、働いている間には、漸次海外定着の機運が相手方に起るだらうと思ひます。従つて形を変えたといひますか、相手国の開発に協力する建前での訓練された青年の努力といふものは受け入れられると思ひます。これに對して建設大臣はどのように考へておるか、これを一つ聞いておきたい。

○竹山國務大臣 まことに適切な御注意をいただきまして感謝にたえません。が、ことしの予算におきましては、御指摘の建設隊は前年度の約倍額くらい程度の増額をいたしました。なお自由党との共同修正におきましても若干の増加をいただいたやうなわけでありまして、この点はわれわれは感謝いたしております。農林省と両建になつて

おりますが、私の方の所管の建設隊は、御承知と存じますが、主として大きな開発事業地に入りましてトラクターとかブルドーザーとか機械の操縦等をしつかり修得させるといふことに努力をいたしておりますので、今のところこれに入りまして青年は一〇〇％に近い就職率を見っておりますが、これのねらいは、私もただいま御指摘のように、国内だけで考えておるべきではない、この優秀な共同生活を通じて技術的にも訓練をされた諸君をできるだけ海外に向けたい、それには当面御承知のビルマの賠償を手始めにいたしまして、賠償を中心として東南アジアの方面に土木建設關係の事業が相当伸びるといふことが予想されますので、建設省としても、これに關して今日御審議をいただく設置法の中にも専門の室を作りまして、兩者の一致協力を求めると同時に、積極的に進めて参る、その内容といつたしましては、今お話のような青年隊の諸君等の十分な協力、活動を期待いたしております。

なおこれは若干余談であります。私は先般愛知君などと一緒にアメリカへ参りましたときに、今の御意見のような季節労働という形において日本の農村の青年をアメリカに入れてどういふことを、私はワシントンからシカゴから各地で主張をいたしまして、大分賛成と反対の論議を巻き起しましたが、おかげでその後もカリフォルニアに引き続きいて青年が参つております。これもそのときたまたまカリフォルニアの日本の一世の諸君が、将来の発展は南米だ、われわれも先達になつて、日本の優秀な青年にまずアメリカで大農経営を体験させて、それらをおれた

ちが連れていくから、一つ考えろといふことなら、われわれは賛成だといふ非常な熱意のある協力を得ましたのが、今日実現のものとなしてあります。ただいまお話のように、建設農林両省でやつております青年隊等も東南アジアから進んで南米方面にどんどん向けて参るやうに、そつたしますれば、今やつてゐる青年隊の諸君にも努力の目標が一そう明確になると考えますので、私は今さうな考えで青年の諸君にも申し、また建設省としても、各局が一致協力してこれら青年に向つて、それぞれの処置を講じておるやうな次第であります。

○宮澤委員長 ほかには御質疑はございませんか。——なければ、これにて質疑は終了いたしました。

これより討論に入りますが、別に通告もございませんので、これを省略するに御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○宮澤委員長 なければさう決めます。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○宮澤委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決することに決しました。

○宮澤委員長 次に郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。小金義昭君。

○小金委員 ただいま議題になりました郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、二、三の点を大臣にお尋ねいたします。

この改正案は主として郵政省の所掌事務にかかわる賠償及び国際協力に關する事務を行うことに關連したやうに私は了解するのですが、そつたしてよろしゅうございませうか。

○松田國務大臣 さようでございませう。

○小金委員 それで一昨日ですか、大臣の御説明を承りますと、東南アジア諸國に對するいろいろな集团的技術援助活動が活発化し云々とございませうが、郵政省關係に對してそつたして事實が幾つございませうか。

○松田國務大臣 活発化しという言葉があるいはそつたして御質疑をいただいた理由と思ひますが、漸次そつたした賠償並びに国際協力の關係のことではぼつぼつそつたして出て参つておる現在の状況であります。

○小金委員 東南アジアに参りましたこの國でも感ずることは、まず交通が不便であること、それから郵便制度がまだ程度だと思つて差しつかえない程度だと思つてますが、その郵政關係の仕事指導してらうとか、あるいは交通通信の關係で電信電話の架設あるいはそのマネージメントといふやうなことで、具体的にお話をしておることにはございませうか。それを承りたいと思ひます。

○松田國務大臣 具体的に参つておりますものうちに、コロンボ計画、國連の技術援助計画それからFAO計画その他各國の要請に基く技術援助として電気通信關係の技術者の訓練といふことが、向うでは緒につかんとしつつかあるところではございませう。

○小金委員 この改正法律案の案文を見ますと、たとへば第四条の十四号の

四ですか、それから第六条の七号の二ですか、これらを見ますと、「賠償及び国際協力に關する事務」こつたやうにうになつておられますが、賠償と国際協力は別々に考へてよろしいですね。賠償のない國の国際協力に關連する仕事があればそれも郵政省關係の事務ならば所管する、こつたしてよろしゅうございませうか。

○松田國務大臣 それは別に考へてよいところもございませうし、また關連して考へなければならぬこともあると思ひます。たとへば賠償關係のことはその窓口としては言つてもなく外務省でございませうが、外務省においては賠償に關する連絡本部と申しますか、賠償部といふことになると思つておられますが、そつたして今までは賠償に關する連絡事務所といふやうな、あるいは本部といふやうなことでありましたが、今度は明らかに賠償部といふやうなものも設置されるやうになると思ひますが、そつたした場合には各省それぞれ關係がございませうので、各省からみなその連絡のために人間を出して、そつたしてそれぞれ關係の仕事を進めていく、こつたして建前になつておられます。

○小金委員 私が申し上げるのは、実はこの読み方——「賠償及び国際協力」と書いてあるけれども、賠償と国際協力、こつたやうに讀めるのであります。賠償または国際協力の意味に解して、賠償のない國では国際協力なんだ、賠償のある國では賠償及び国際協力だ、こつた讀むのか、こつたやうなことです。そつたしてよろしいと思ひますか。

○松田國務大臣 その通りに御解釈願つてけつこつたと思ひます。

は、その衝に當つておる人は部下の言
うことに引きずられる場合がある。こ
とに電気通信関係その他については私
は所管大臣だと思ふのですが、これは
日本の立場だけを考えないで、むしろ
第三者的な立場から向うの立場をよく
考えてやつていただきたい。賠償はど
この国にも払うというわけじゃないの
ですから、例外としてきめても、あと
起つてきたところが、インドネシアと
フィリピンとサエトナムくらいのもの
なんです。だからその点は思い切つて
先方が気持よく経済協力を受け入れら
れるように断固として処置をとつても
らいたいと思ふのです。これだけ御注
文申し上げておきます。

○松田国務大臣 御注意をいただきま
してまことにありがとうございます。
これは単に金銭上の問題だけではない
のでありまして、これらの諸国は新興獨
立国として民族意識が非常に高揚され
ておるのであります。いたずらに日本
の国が特殊の援助をしてやろうと言つ
たつて、むしろ反感こそあれこれを簡
単に受け入れるものではない。民間の
ものならばあるいは受け入れる場合も
あるというふうな実例もあるものであり
まして、やはり誇り高い民族として
扱つていかなければならぬ、従つて仕
事をする面につきましてもそれらのこ
とを念頭に置いて対処していかなけれ
ばならぬ、かように考えておる次第で
あります。

○小金委員 なお賠償及び国際経済協
力に關してはいろいろ申し上げたいこ
とがございますが、これは別の機会に
大臣に申し上げることにいたしましたし
て、本日この議案についての私の質問
はこれで終了いたします。

○宮澤委員長 ほかに御質疑はござい
ませんか。なければ、これにて本
案に対する質疑は終了いたしました。

○宮澤委員長 西ヶ久保委員より妙義
山の国有地問題について質疑の通告が
ありますので、これを許します。西ヶ
久保君。

○西ヶ久保委員 妙義山の演習地の事
後処理に關しまして大蔵当局にお尋ね
したいと思ふのであります。妙義山の
演習地の中止の決定いたしました借り
上げ地ないしは買取地の面積でござい
ますが、買取されました土地の正確な
面積をお尋ねしたいと思います。

○窪谷政府委員 買取いたしましたの
は調達庁でございますから、私ども調
達庁の報告によつて申し上げます。一
万一千二百四十坪であります。

○西ヶ久保委員 この土地の買取に當
りましたのは調達庁でございますが、
坪千二百円、一反三十六万円というま
ことに私どもの常識ではどうして考え
得られない高価をもつて買上げてお
りますが、これを管財される大蔵省當
局としては、こういつたいわゆる国有
財産となる土地の買上げの値段が坪
千二百円という価格が正当であるかと
うか、御見解を伺います。

○窪谷政府委員 これは御承知のよう
な経緯で、早急に米軍に提供しなけれ
ばならぬという特殊な事情があつたわ
けであります。なおその場所でなけれ
ばならぬという稀少価値と申します
か、そういうものから調達庁の方では
この価格で買取りを決定したもので
だといふふうに考えております。一般
的にはもちろん非常に高い価格である
ことは間違いないのでございますが、

具体的な場合の処理といたしまして
は、当時としてはあるいはやむを得な
かつたのではないかと考えておりま
す。

○西ヶ久保委員 そつたいたしますと、
こういつたものをお扱いになる大蔵省
当局としては、今後まだいろいろな問
題があることと考へますが、そつた
た見地から、いわゆる民有地に對する
買取の一応の——もちろん具体的ない
ろいろな条件はございまして、こ
ういつたことあり得ました事実から
照らして、今後民有地をお買上げに
なる場合には、やはり一応の基準とし
て考へておいても間違いないかどう
か、この点一つお伺いいたします。

○窪谷政府委員 これは私どももいた
しましては基準にはならぬと考へてお
ります。この場合における特別の事情
から、これだけの価格が払われたと思
うのでございまして、これをもちつて基
準として買取するということには相
違ひない。やはりその土地々々のいろ
んな事情を考慮いたしまして決定さ
すべきものであらう。一般的な基準とし
てはもちろん調達庁の方でも、付近の
土地の価格でありますとか、あるいは
相続税の課税標準でありますとかい
うようなものを参照いたしまして、一
般的な基準は調達庁の方でも持つてお
るよう承知いたしておるのでありま
す。

○西ヶ久保委員 この土地に對する今
後の処置をどう考へるか、お伺いた
します。

○窪谷政府委員 まだぼつたりした結
論には到達をいたしておりませんが、
これを管理いたしておりますのは關東
財務局であります。關東財務局の考へ

方がきまりまして私どもの方に相談が
ある建前に相なるわけでありまして。
一応大ざっぱな考へ方といたしまして
は、国が買取いたしました価格で元の
所有者から買戻したいという申出
がなければならぬ、これはやはり優先
に考へなければならぬと思ひます。
しかしながらどうも現地の状況を聞い
てみますと、元の所有者の方はその価
格で買戻すというふうな御意思はた
だいまないようであります。従いま
してこれは完全にいろいろな因縁のつ
かない国有地ということに相なります
ので、当該の国有地をそこに持つてお
つた場合に一体どういふふうにするの
が一番適當かという観点から考へて差
つかえない問題になつて参ると思ひま
す。その場合には私ども従来のやり
方といたしましては、土地の状況その
ものももちろん基本的な問題でありま
すが、その問題のほかに、地元公共
団体等の意見も徴しました上で処理を
いたすという建前に相なつておりま
す。何か聞いてみますと、元の所有者
の方では、どうも前の価格では買戻
しは不可能であるというふうなことか
ら、自分たちだけに貸し付けてくれぬ
かというふうな話もあるようでありま
す。またもうでなくて、村全体に貸し
てもらつて、村の人たちが共同してそ
の土地を活用するといふふうなこと
にしてみたいといふお申出もあるよ
うであります。その辺を關東財務局
で最後の検討いたしておるといふ段
階であります。

○西ヶ久保委員 局長のお答で元の
所有者が買戻す、これはおそらく絶
對不可能のことと思ふのでありますが、
一部に元の所有者に貸し付けてもら

たいという話があるということを知
たのでありますが、それは今局長のお
答ではやや確実性があるのでありま
す。御承知のように、私はこの闘争の
責任者をしてるのであります。あ
あいう反対を二年間もし続けて参つた
者は非常に苦しい経済状態の半面、
国を売るような形で土地を手放した者
は、多いものは八百数十万円、少い
のも四百数十万円というふうなただ
たいな土地を國に売つてえらい金を
握つておる。こういつたことは中止
になつたあとの現地の問題を大きくし
ておるわけなんです。こどももしこの土
地を、今局長のお話のように、元の所
有者だけに貸し与えるというふうなこ
とがありとしますならば、これはまた
火に油を注ぐことになりまして、取
捨のつかぬ状態になることはもうはつき
りしておるのであります。そこで私ども
といたしましては一つ村全体——これ
は大体思賀二十戸ほどの村でありま
すが、この村全体に一つ貸してもら
ぬかどうか。しかもそれが買取値段の
坪千二百円の価格から割り出された借
地料ではとても問題にならぬので、そ
こはこどもも含みのある折衝はいたし
ますから、ぜひ——賛成、反対は別とし
て、将来に禍根を残して、妙義山のあ
の聖地がそつたことだから再び混乱
することは非常に望ましくございませ
んのので、今後また基地問題解決後の
処理としてもこれは前例になりますの
で、ぜひ部落全体に低廉なる借地料と
申しますか、そつた形で貸して共
同利用するといふことで、長い闘争の
間に生れた深刻な問題の解決の一助に
なれば、國としてもこれは大きな親心
であるところ私思ふのであります。

従ひましてぜひ一つそういった解決の方法を早急にできるような処置をしていただきたいと思うのでありますが、局長の御意見を承ります。

○窪谷政府委員 私、元の所有者から買取価格で買戻しの御要望があればと申しましたけれども、おそらくこれはないと思います。そうするとあとどうするかということでございますが、ああいふ土地でなくて、一般に国有財産をああいふふうな環境に持つております場合の私どものやり方といったしましては、国自身が直接使う必要のない土地であります。しかもまた土地の様相は私は現場を承知しております。んけれども、やはり採草地か何かとして利用するのが土地そのものの利用としては最も適切な土地柄のようでありまして、そうしますと、一番最初にやりますのは、地元の公共団体の意見を徵するといふやり方をやっております。従ひまして公共団体の中で部落民なり村民の方みんなが一致して大体こういう方向でやってもらいたいということでありまして、大体その要望を入れて従来やってきておるのであります。

それからなお貸付料の問題であります。これを千二百円で計算したのでは、これはとても問題ならぬだろうと思ひます。これはやはり意識的に安くするといふわけにも参りません。やはり適正な使用料といふことで見なくてはなるまいと思ひます。その場合に適正といふのは何かと申しますと、これはやはりその土地の置かれておる環境と、それから土地の利用の状況といふふうなものをにらみ合せてきめるわけでありまして、それが過去において千二百円という価格で買取したか

ら、それを基準にしてやらなくてはならぬといふふうには、私どもは考へておらないのであります。それはやはり適切な処置をしたいといふように考へております。くどくど申し上げましたが、おそらく御要望のようになことに落ちつくのではなからうか、これはやはり現地の意見を正式に徴した上でないと大蔵省の本省として正式に意思表示をすることはいかかと思ひまして、それは若干最後の検討いたしてありますので、しばらく御猶予を願ひたいと思ひます。

○諸ヶ久保委員 大体局長の御答弁で了承できるのであります。私が特にこの問題を取り上げましたのは、今こゝういった二つの問題が起つておるわけでありまして、一つの問題は、きのう防衛庁の教育局長に確認いたしましたので解消いたしました。自衛隊がこれを使う意思があるし、使うことに決定したかのようなうわさが相当現地に流布されまして、非常な心配をしておつたわけでありまして、これはやはりあのままいつまでも放置されますとそんなことが起ります。このことはきのう防衛庁の教育局長の言明で絶対ないことがわかりました。いま一つは、それは軽井沢に非常に近いところでして、避暑地としては実に絶好の土地であります。しかもゴルフ場としてもある程度使える可能性のある土地でありまして、プロカーが入り込んで、何か最近のうわさによると、もう一部大蔵省の高官に相当わたりがついて、何かそゝういった施設ができて、あの純朴な山村に、そゝういった、今度はアメリカの駐留軍と違つた意味で生活を乱すものが入るといふ危険性を感じて、そ

れにおびえているといふようなことがありまして、私どももそゝういふようなことは万あるまいと思ひますが、現地の諸君はやはりそゝういったことを神経過敏に考へておりますから、そゝういふことのないように早く処置をしていただいて、長い闘争の結果かすを殘さないで、きれいにそこにピリオッドを打つといふ点を、私はただ単に共働委員長といふ立場でなくて、やりたいといふことは、先ほども触れましたように、今後こゝういった問題がおそらく駐留軍の引き揚げといふ点において方々に起ると思つてあります。こゝういったことも例になりますので、政府としては特に留意されまして、りつぱな解決の方法をあそこでやっていたら、今後各地で起るであらう基地返還後における問題が、起らぬ前例を作つてもらいたい。こゝういふ意味で実はわざわざ大蔵省の御出席を願つてこの点を御質問したわけでありまして、大体局長の御答弁で了承できますが、私どもも現地から、今言つたようなことを基にしまして、適当な処置をいたす考へでございます。それから、ぜひ一つそゝういふ意味の御解決に御協力、御努力をお願いしたい、こゝう思つ次第でございます。

○窪谷政府委員 ゴルフ場の問題は、私初耳でございます。私だからもそゝういふ話を聞いておりませんし、またうわさも耳にいたしておりません。ゴルフ場と申しますと、一万一千坪の土地ではどうにもならぬのであります。最小限十坪か二十万坪の土地が必要でございますから、もしほかの、周囲の民有地をゴルフ場に売り渡され

んはつてゐるわけにいかぬといふことになりまして、その辺は地元の方の御意思のいかんによつてきまるだろうと思ひます。一万坪の土地でゴルフをどうのこゝうのと言つてみても始まらぬと思ひます。従ひまして今のところゴルフ場の話も全然聞いておりませんし、地元の方も周囲の土地をゴルフ場に売り渡すといふ話もないようでございます。それから、大体お話のようところで落ちつくのじやなからうかといふうに考へております。

○宮澤委員 本日本日さきに議決いたしました両案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○宮澤委員 なければさよう決します。地域給に関する小委員長より、調査の参考にするため公務員制度調査会小委員を参考人として招致したい旨の申し入れがありましたので、その人選、招致の日時等につきましては小委員長に一任することとして、これを決定するに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○宮澤委員長 なければさよう決します。なお委員の異動に伴ひまして、地域給に関する小委員に欠員を生じた場合におきましては、委員長において補欠指名をいたしたいと存じますが、この点御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○宮澤委員長 さよう決します。次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十六分散会
〔参照〕
経済審議庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)(参議院送付)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕